



# 新潟県公報

令和元（2019）年  
8月30日（金）  
第34号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 311
- 予定保安林..... 317
- 土地改良区定款変更の認可..... 318
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 318
- 道路の区域の変更..... 318
- 道路の供用開始..... 320

### 公告

- とちぎ男女共同参画センターの利用料金の承認..... 320
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 323

## 告示

### 新潟県告示第二百十六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年新潟県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金等から適用する。

令和元年八月三十日

新潟県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付率 又は金 の額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付率 又は金 の額	交付 の相 手方
略							略						
会 教 育 委 員 会	課 施 設	略					課 生 涯 学 習	社会教 育指 導員 設置 費補 助金	社会教 育の指 導層の 充実を 図る。	社会教 育の指 導層の 充実を 図る。	市町村が、 次の要件を 備える社会 教育指導員 を設置する 場合におい て、当該設 置に要する 経費	社会教 育指 導員 の報 酬の三 分の二 以内	市町 村
								一	職務内				

答は、当該市町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等にあたるものであること。

二 教育一般に関し、て豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけていること。

三 非常勤の職員で、その勤務は週二十四時間程度であること。

四 一人当たりの月額報酬が、五万四千円を下らないこと。

五 年齢は、七十歳未満で









略	略

（生涯学習課）

**栃木県告示第217号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元（2019）年8月30日

栃木県知事 福 田 富 一

**I**

- 1 保安林予定森林の所在場所  
矢板市長井2680-2、2712-2、2712-3
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**II**

- 1 保安林予定森林の所在場所  
芳賀郡茂木町大字山内字五場ノ作3149
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字五場ノ作3149（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市田下町字大柄沢712-1、712-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大柄沢712-1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
芳 賀 町 土 地 改 良 区	令和元（2019）年 8 月 20 日

栃木県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
市 貝 町 土 地 改 良 区	市貝町地区（維持管理）事業	令和元（2019）年 8 月 13 日

（農地整備課）

栃木県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。



その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年8月30日から同年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年8月30日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	さくら市早乙女字ヲバタ53-1地先から さくら市早乙女字ヲバタ53-1地先まで	15.0～15.0	39.0	
	後	さくら市早乙女字ヲバタ53-1地先から さくら市早乙女字ヲバタ53-1地先まで	15.0～15.0	39.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 佐久山喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
40	前	さくら市葛城字道才2959から さくら市早乙女字ヲバタ69-5まで	7.1～34.5	585.5	
	後	さくら市葛城字道才2959から さくら市早乙女字ヲバタ68-1まで	16.7～65.1	604.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下野二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
78	前	下野市薬師寺3166から 下野市薬師寺3166まで	15.5～15.5	5.8	
	後	下野市薬師寺3166から 下野市薬師寺3166まで	15.5～15.5	5.8	
78	前	下野市薬師寺2460-6から 下野市薬師寺2460-5まで	18.8～19.5	6.4	
	後	下野市薬師寺2460-6から 下野市薬師寺2460-5まで	18.8～19.5	6.4	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 石裂上日向線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
240	前	鹿沼市下久我字台567-2から 鹿沼市下久我字木戸88-2まで	7.8～14.8	1026.8	
	後	鹿沼市下久我字台567-2から 鹿沼市下久我字木戸88-2まで	10.3～15.8	1026.8	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 芳賀茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
333	前	芳賀郡茂木町大字大瀬873-2から 芳賀郡茂木町大字大瀬873-2まで	35.8～41.7	52.8	
	後	芳賀郡茂木町大字大瀬873-2から 芳賀郡茂木町大字大瀬873-2まで	35.8～45.8	52.8	

## 栃木県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年8月30日から同年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年8月30日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
194	主要地方道 大田原氏家線	さくら市氏家字大野4210から さくら市氏家字大野4217まで	令和元(2019)年 8月30日
194	主要地方道 大田原氏家線	さくら市氏家字大野4230から さくら市氏家字大野4231まで	令和元(2019)年 8月30日
269	主要地方道 小山環状線	小山市大字栗宮字中渋辺497-1から 小山市大字栗宮字中渋辺494-6まで	令和元(2019)年 9月1日

(道路保全課)

## 公 告

## 〇とちぎ男女共同参画センターの利用料金の承認

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成7年栃木県条例第40号)第9条第2項後段の規定により令和元(2019)年10月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則(平成7年栃木県規則第63号)第19条の規定により公告する。

令和元(2019)年8月30日

栃木県知事 福田 富一

1 施設の利用料金

施設区分		利用時間区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
研	101			1,330円	1,780円	1,330円
	201			2,680円	3,580円	2,680円
	202			1,330円	1,780円	1,330円
	203			1,670円	2,230円	1,670円
修	301	A		2,680円	3,580円	2,680円
		B		2,680円	3,580円	2,680円
室	302	A		2,680円	3,580円	2,680円
		B		1,670円	2,230円	1,670円
	303			1,670円	2,230円	1,670円
	304			3,700円	4,930円	3,700円
会議室				3,360円	4,480円	3,360円
O A 研修室				2,680円	3,580円	2,680円
パフォーマンススタジオ				4,360円	5,830円	4,360円
和室	1			1,330円	1,780円	1,330円
	2			1,330円	1,780円	1,330円
ライフアトリエ コーナー	調理			1,670円	2,230円	1,670円
	手工芸			1,670円	2,230円	1,670円
ホール				15,600円	20,900円	15,600円
調理実習室				3,700円	4,930円	3,700円

備考

- 1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 2 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 3 個人でパフォーマンススタジオ又はライフアトリエコーナーを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。

2 時間外の利用料金

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金に100分の25を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 3 附属設備及び器具の利用料金

名 称		施 設 区 分	単 位	利 用 料 金
ビデオ再生装置		研修室101	式	430円
ビデオプロジェクター		研修室301(A)	式	2,740円
		全施設共通	式	2,190円
		ホール	式	2,930円
カセットデッキ		研修室301(A)・会議室・ OA研修室・パフォーマンス スタジオ・ホール	台	220円
CDプレーヤー		研修室301(A)・パフォー マンススタジオ・ホール	台	220円
拡声装置		研修室201・研修室301 (A)・研修室302(A)・ 研修室304・会議室・OA 研修室・パフォーマンス スタジオ	式	660円
		ホール	式	2,790円
モニターテレビ装置		パフォーマンススタジオ	台	1,110円
パソコン		OA研修室	式	7,860円
ピアノ	電子式一般用	パフォーマンススタジオ・ ホール	台	1,110円
	コンサート用	ホール	台	5,610円
金屏風		ホール	双	650円
演台		ホール	台	660円
司会台		ホール	台	430円
録画用ビデオカメラ		ホール	式	3,360円
デジタルオーディオデッキ		ホール	式	220円
レコードプレーヤー		ホール	台	220円
マイクロホン	一般用	ホール	本	530円
	ワイヤレス	ホール	本	1,110円
照明装置	講演会用Ⅰ	ホール	列	3,920円
	講演会用Ⅱ	ホール	列	5,610円
	映写会用	ホール	列	2,230円
	展示会用	ホール	列	7,860円
	スポットライト	ホール	台	2,230円
ミラーボール		ホール	式	660円
エフェクトマシーン		ホール	式	880円
テーブルクロス		ホール	枚	220円

持込器具電源利用料	ホール	500W	220円
テニス用具	その他	式	430円

備考

- 1 この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- 2 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 3 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

（人権・青少年男女参画課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

矢板市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和元（2019）年8月20日に変更した、矢板都市計画道路（3・4・7号わかば通り）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元（2019）年8月30日

栃木県知事 福田 富一  
（都市計画課）